

今週、生活保護法改悪案の審議が衆院で始まります。法案の問題点について専門家、当事者、支援者から意見を聞きます。初回は長年、福祉事務所のケースワーカーを務めた田川英信さん（東京自治労連書記長）です。

ストップ 生活保護改悪



元ケースワーカー 田川 英信さん

厚労省は弁解するが より申請しにくくなる 孤立死・餓死が心配だ

現行法では、役所で生活保護の申請を行う際、申請の意思を伝えればよく、書類提出などの要件はありません。裁判でも本人や家族による口頭での申請も認めています。

書類義務化
改悪案は、本人の資産や収入、扶養義務者の扶養状況などを記した申請書と、保護の要

否を決めるための書類の「添付」を義務づけました。現行法のもとでも、▽窓口で申請の意思を示しても申請書を渡さない▽申請時には必要のない給与明細、預金通帳、年金などの資料提出を求めて迫り返すなど違法な「水際作戦」が行われているのが実情です。厚生労働省自身も「申請権を侵害している」と疑われるような行為は厳に慎み「丁寧な対応をとるよう自治体を指導してきました」。

改悪案はこの水際作戦を合法化するもの、との厳しい批判を受け、厚労省は20日に開いた生活保護関係全国係長会議で、「書面等の提出は申請から保護決定までの間に行う」というこれまでの取り扱いには今後変更はない」と説明しました。

しかし、現場の職員たちは法律に「書類を添付しなければならぬ」とあれば、当然「添付がなければ申請を受けられない」と考えます。省令で「申請時に書類の提出は必要

がない」と明確に書かれない限り、厚労省の説明だけでは何の保証にもなりません。

「口頭での申請」について厚労省は「事情がある方に認められている口頭申請も従来同様認められる」と説明。しかし、口頭での申請が認められる場合の規定は条文にありません。田村憲久厚労相の会見では、病气などで書面が書けない人の代書者認めることを指しているようです。

広範な調査
親族の扶養を事実上の要件にする 것도大きな問題です。現行法では、扶養は保護の要件ではありません。扶養できるかどうか親族に照会が行われるだけです。それでも「家族に知られたくない」と申請を辞退する人が少なくありません。

改悪案は保護の実施機関に対し、「保護開始の決定をしようとするときは、あらかじめ扶養義務者に書面で通知する」と義務づけました。「原則通知」です。また、扶養義務者等に「報告を求めることができる」と規定し、扶養義務者の収入などについて福祉事務所に広範な調査権限を与えています。

全国係長会議で厚労省は「通知の対象は、明らかに扶養が可能と思われるが扶養していないと認められる極めて限定的な場合」と説明。「原則通知」とする法案と全く異なる説明で、混乱を招いています。

このような法案が成立すれば、生活に困窮する多くの人が扶養義務者とのあつれきを恐れ、申請を断念する事態に追い込まれることは必至です。孤立死や餓死者がさらに増え、犯罪の多発も危ぐされまします。改悪案は撤回以外にありません。